

# 令和6年度川南町障がい者優先調達推進方針

令和6年4月1日策定

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

## 2 適用範囲

この方針に示す物品等の調達の適用範囲は、川南町に帰属する全ての行政機関が発注する物品の調達とする。

## 3 調達の対象となる施設等

この方針に示す物品等の調達の対象となる施設等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型及びB型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う事業所に限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（ただし、障害者の雇用数が5人以上、雇用障害者数の割合が労働20%以上および並びに雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上の全てを満たす事業所とする。）

(3) 在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 4 調達する物品等

町において調達を推進する物品等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 物品 事務用品、書籍、食料品、飲料品、小物雑貨その他施設等が供給可能な物品

(2) 役務 印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理その他施設等が供給可能な役務

## 5 目標

施設等が供給する物品等の調達目標は、以下のとおりとする。

調達区分	内 容	金 額
物 品	ごみ袋作成（1件）	2, 1 3 1, 2 5 0円
役 務	清掃業務（8件）	3, 5 2 7, 3 7 0円
合 計		5, 6 5 8, 6 2 0円

## 6 推進方法

目標を達成するため、次により推進する。

- (1) 施設等が供給する物品等に関する情報を町に帰属する全ての行政機関で共有し、施設等への発注に努める。
- (2) 施設等から調達して実績のある物品等については、引き続き当該施設等から調達を行うよう努める。
- (3) 施設等からの物品等の調達にあたっては、施設等の特性に留意し、納期の設定その他契約等の内容に配慮するよう努める。

## 7 実績の公表

年度終了後、速やかに前年度の施設等からの物品等の調達実績の概要を公表する。

令和5年度施設等からの物品等の調達実績内訳

調達区分	内 容	金 額
物 品	ごみ袋作成（1件）	1, 8 9 2, 5 5 0円
役 務	清掃業務（8件）	3, 4 2 0, 5 6 0円
合 計		5, 3 1 3, 1 1 0円

## 8 その他

この方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令の規程に従い、予算の適正な使用並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うよう推進する。

## 9 窓口

窓口は、川南町福祉課とする。